

大分県報

平成二十一年
第二一〇四号
九月二十四日

（木曜日）

目次

告示

指定予定保安林（二件）……………一

公告

所在不明者に対する保安林の指定施業要件の変更予定通知の掲示……………二

○告示

大分県告示第七百一十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。

平成二十一年九月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市弥生大字門田字須平河内三七六番七七から三七六番八〇まで、三七六番一五七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）次の森林については、主伐は、択伐による。

字須平河内三七六番七七から三七六番八〇まで・三七六番一五七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

（二）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（三）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

平成二十一年九月二十四日

（四）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第七百一十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。

平成二十一年九月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

中津市本耶馬溪町西屋形字イラノコエ二三三五番一・二三三六番（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）次の森林については、主伐は、択伐による。

字イラノコエ二三三五番一・二三三六番（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

（二）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（三）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（四）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○公告

大分県報（告示・公告）

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林の属する市町村の事務所に掲示する。

平成二十一年九月二十四日

大分県知事 広瀬 勝貞

一 所在の不明な者の氏名又は名称及び掲示場所

所在の不明な者の氏名又は名称	掲示場所
石原愛五郎、石原長蔵、石原盛蔵、岩本喜久蔵、岩本富太郎、岩本吉松、岩根孫次郎、岩根政五郎、上田忠作、大川太十、大崎茂吉、大崎妻作、大崎唯吉、小谷市太郎、小谷米蔵、小谷鉄蔵、小西覺治、杉本フヂ、竹田権平、竹田甚蔵、田中伊作、田中小作、田中音五郎、田中儀八、田中儀平、田中善吉、田中滝蔵、田中留蔵、田中寅吉、田中廣吉、田中福蔵、田中松吉、田中保二郎、谷川常蔵、谷川妻吉、中東松蔵、中谷嘉吉、中谷亀蔵、中谷作太郎、中谷藤一、長溝鳥蔵、西田善之助、天満社、濱中茂吉、林健治、林茂十郎、林庄蔵、林為五郎、林初五郎、林雅助、林幸始、林嘉四郎、平井順作、平井常五郎、東嶋神社、平川浅吉、平川磯吉、平川今吉、平川宇七郎、平川勝蔵、平川勘一、平川勘佑、平川勘助、平川喜七、平川喜助、平川清助、平川定平、平川繁、平川静慎、平川静作、平川順作、平川鯛蔵、平川高蔵、平川輝蔵、平川時蔵、平川惣五郎、平川惣助、平川武吉、平川玉五郎、平川為蔵、平川興吉、平川鶴蔵、平川傳吉、平川傳平、平川伴蔵、平川平吉、平川房吉、平川文吉、平川弁吉、平川良八、平川万吉、平川萬吉、平川弥曾吉、平川弥平治、平川幸作、平川雪蔵、平川与吉、平川頼蔵、平川嘉蔵、宮崎熊五郎、宮崎作次郎、宮崎沢蔵、宮崎澤蔵、宮崎敬太郎、宮崎吉五郎、宮崎常次郎、宮崎豊吉、桃谷和作、山際茂四郎、山際弥八、山本仙佑、山本徳蔵、八幡神社	佐伯市役所

二 通知の要旨

保安林の指定施業要件の変更予定について、平成二十一年八月二十一日付け大分県告示第六百四十三号により行つた森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の二の規定による通知